

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

鳴門市長 殿

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- |   |  |                                     |
|---|--|-------------------------------------|
| } | (1) 土地の区画形質の変更<br>(2) 建築物の建築又は工作物の建設<br>(3) 建築物の用途の変更<br>(4) 建築物等の形態又は意匠の変更<br>(5) 木竹の伐採 | ">                 について、下記により届け出ます。 |
|---|--|-------------------------------------|

記

- 1 行為の場所 鳴門市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 $m^2$				
(2) 建築物の建築 又は工作物の 建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築 工作物の建設) (新築 改築 増築 移転)				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			$m^2$
		(ii) 建築又は建設面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$
		(iii) 延べ面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$
		(iv) 高さ地盤面から $m$	(vi) 用途		
(v) 緑化施設の面積 $m^2$	(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	$m^2$				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積 $m^2$				

## 備考

- 1 届出者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者名を記載すること。
- 2 地区計画で定められている内容により、必要な事項について記載し、次に掲げる図書を添付すること。
- 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

行為の種類		図面	縮尺	備考
(1)土地の区画形質の変更		位置図	1/1,000 以上	当該土地の区域並びに当該区域及び区域周辺の公共施設を表示
		設計図	1/100 以上	土地利用計画図、造成計画平面図、断面図等
(2)建築物の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更	共通事項	位置図	1/1,000 以上	方位、道路及び目標となる地物の表示
		配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	建築物の場合	立面図	1/50 以上	2面以上とし、各立面図の外観及び屋根に色彩を表示 地盤面からの高さを表示
		各階平面図	1/50 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更		(2)と同じ		